

近畿税理士会

発行 平成21年8月

泉大津支部だより 21年夏号

No.22

発行／近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13 TEL/FAX 0725-21-6263

編集委員／石谷秀志・竹尾公宏・岩間新吾・真奥隆・田中俊英



大阪湾泉州沖に建設された関西国際空港

日本初の本格的な海上24時間空港として、平成6年の開港からすでに15年の歳月が流れた。近未来的なデザインのターミナルビル、空港の象徴でもある管制塔の美しさはまったく色褪せていない。国際色豊かな人と人、エアライナー、そして文化が集う街。

人々が親しみを込めて“関空”と呼ぶ国際都市は、眠ることなく今日も動いている。

しかし、関西経済界の地盤沈下故か、航空行政の貧困さ故か、最近“関空”を発着する飛行機の数がめっきり減少した。私共“飛行機好き”の人種にとっては寂しいかぎりである。

関西空港会社は、先日国際線利用客の利便性を高めるため、開港以来初の大規模改修を発表した。福島伸一新社長の手腕に期待して見守りたい。



(写真・文) 久保 慶明



1面 関西国際空港

2面 阪広久支部長の挨拶

新担当役員

3面 中田光男泉大津税務署長着任のご挨拶
「租税教室」をご存知ですか？

4面 第21回誌上研修「中国の税制について」

7面 寄稿 「署の思い出と私の趣味」

「石垣島旅行」

新会員自己紹介

8面 会員異動・告知板・原稿募集・編集後記

ご挨拶

支部長 阪 広久



毎日暑い日が続いておりますが、会員先生各位にはますますご清栄の御事と拝察し、お慶び申し上げます。去る6月10日の支部総会におきまして、再び支部長の職を拝命しました。浅学非才の身ながら再びこの要職を務めさせて頂くこととなり、改めて身の引き締まる思いがしているところであります。

これまでの2年間を振り返ってみると、支部長として取り組むべき職務がなんたるかを解らないままに、ただやみくもに走り続けた2年間だったように思います。税務支援を中心とした様々な施策、本会との関わり、関係諸団体との連携などその内容は多岐にわたるもので、苦労も多い2年間でしたが、5人の副支部長先生、支

部役員の先生、そして会員先生方のご協力、ご支援を得て、何とか大過なく過ごせた2年間ではなかったかと感じております。この場を借りまして、御礼申し上げる次第です。

新しい執行部をスタートさせるにあたっては、これまでの2年間を支えていただいた副支部長先生には全員ご留任いただき、また職務も前回と同じ委員会を所掌していただくことになりました。副支部長先生には2年間の経験をふまえて、よりハイレベルに、またスムーズに職務をこなしていただけるものと確信しております。また、4人の幹事先生が辞められましたが、新しく3人の若い先生に幹事にご就任いただきました。経験豊かな先輩幹事先生方とともに、支部の会務運営に多大なる力を発揮していただけるものと期待しております。さらに監事には、かつて支部長も務められた久保先生、税務行政にも精通された北野先生の両ベテランにご就任いただきました。経験に裏付けられた優れたご見識をお持ちの両先生には、会務運営における様々な場面でのご指導、ご鞭撻をいただけるものと期待しております。このように多くの先生方の力をいただきながら、今後2年間会務運営に携われることに大きな喜びを感じながら、これからの2年間、職責を全うできるよう全力で務める所存ですので、どうかよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、税理士という資格が今後とも社会から尊敬され、また社会全体から必要と認めつづけられるか、今税理士界は岐路に立っていると思います。一人一人の先生方が、高度な知識と経験を兼ね備えた専門的職業家として誠実に職務を遂行し、クライアントとの信頼関係を醸成することはもちろんですが、社会における必要性、重要性がとみに増している公益的業務への積極的関与など、今、税理士に期待されている役割を積極的に担っていくことが重要であると考えられています。

支部としては税対を中心に、税理士のあり方を左右する可能性のあるこうした動向の推移も注視しながら、今後とも会員先生の業務が健全に行われる一助となれるよう努めてまいります。どうか会員各位におかれましては、支部会務の運営にこれまで同様のご理解を賜り、またより一層のご協力を頂けますようお願い申し上げます。

新担当役員

《副支部長》



総務担当
原 正人



厚生・綱紀担当
萬野俊史



会計・情報担当
阪東 寛



税対・業対担当
高岩弘至



広報・研修担当
石谷秀志

《 幹事 》

竹尾公宏 厚生・広報担当
森福清和 会計・研修担当
中島 浩 税対・研修担当
田中俊英 広報・情報担当
原田鎮郎 総務・業対担当
大西博己 税対・研修担当

岩間新吾 総務・広報担当
笠井慎五 税対・情報担当
真奥 隆 広報・研修担当
山口秀美 総務・研修担当
稲垣成祥 厚生・税対担当
永谷博子 厚生・研修担当

《 監事 》

久保慶明

北野秀一



着任のご挨拶

泉大津税務署長 中田 光男

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私、この度の人事異動により大阪国税局調査第一部から赴任してまいりました中田でございます。

泉北地区における納税道義は、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の弘田署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化やIT化、グローバル化の進展などにより、申告者の増加、課税・徴収事案の複雑・困難化が加速するなど、質的にも量的にも一層の厳しさを増しております。こうした中、私たちは、税務職員の使命である「適正・公平な課税の実現と期限内収納の確保」に全力を注ぐとともに、この7月から全国の税務署で窓口事務のワンストップサービスを開始し「時代に即した納税者サービスの向上」にも努めてまいります。今後とも皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

なお、今年、重要視しなければならないと考えておりますのは、平成21年分確定申告の円滑な運営と、e-Taxの普及拡大であります。

平成21年分確定申告につきましては、税務署サイドとしましても、昨年同様に納税者サービスの充実に努めるとともに、円滑に推移するよう最大限の準備をしてまいりたいと考えており、税理士の皆様方との協調関係をより密にして臨みたいと思っております。

e-Taxにつきましては、昨年9月に政府のIT戦略本部から公表された「オンライン利用拡大行動計画」の中で、平成25年度までの取組方針と目標値が示されております。国税関係手続については、重点手続(15手続)の計画値を本年度は40%(先行11手続は56%)、平成22年度は50%(同65%)以上となるように示されており、国税組織を挙げ取り組むこととなっておりますので、税理士の皆様方におかれましても、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

「租税教室」をご存知ですか？

広報委員会



去る7月13、15日の2日間、忠岡中学校3年生を対象に税理士による税金に関する授業を行いました。ビデオ及びクイズ等も交えた内容で生徒たちの反応も良く、税金に対して興味をもっていただいたようです。過去、小学生に対する租税教室も開催しておりますが、知識も増え成長した中学生にこのように税金の知識を少しでももっていただくことは将来社会人になった時には必ず役に立つものと思います。

最近の私たち税理士の役割は多岐にわたるようになりましたが、これからの社会を担う人たちに良識ある納税意識を持っていただくための役割も重要ではないでしょうか。税理士という職業にも興味を抱いた生徒がいたということもお聞きしています。

最後に、快く講師をしていただきました山口秀美先生、永谷博子先生、稲垣成祥先生に感謝いたします。

第21回 中国の税制について 誌上研修

研修委員 中島 浩

[1]はじめに

平成21年度の税制改正により、外国子会社配当益金不算入制度が創設された。内容については割愛するが、近年、外国（特に中国）へ進出する日本企業も増加し、外国子会社を有する企業は注意を要するであろう。

そこで、今回は中国税制の概略についてまとめてみようと思うが、中国の税制は、大きく分類すると以下のようになっている。

- (1) 所得税：企業所得税、個人所得税
- (2) 流通税：増値税、営業税、消費税
- (3) その他：関税、不動産税、相続税他

[2] 企業所得税（法人税）

2008年1月1日より、「中華人民共和国企業所得税法（以下「法」という。）」及び「中華人民共和国企業所得税法实施条例（以下「条例」という。）」が施行され、それ以前の「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」、「中華人民共和国企業所得税暫定条例」、「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」及び「中華人民共和国企業所得税暫定条例実施細則」は廃止された。

(1) 納税義務者（法2条）

企業は、居住者企業と非居住者企業に区分する。

居住者企業とは、法により中国国内に設立された、又は外国（地域）の法律により設立されたが実際の管理機構が中国国内にある企業を指す。

非居住者企業とは、外国（地域）の法律により設立され、実際の管理機構は中国国内にないが中国国内に機構・場所を設立している企業、又は中国国内に機構・場所は設立していないが中国国内源泉の所得がある企業を指す。

(2) 課税範囲（法3条）

居住者企業は、その中国国内、国外源泉の所得について企業所得税を納付しなければならない。

中国国内に機構・場所を設立している非居住者企業は、その機構・場所において取得した中国国内源泉の所得、及び中国国外で発生したが、その機構・場所と実質的に関連する所得について企業所得税を納付しなければならない。

中国国内に機構・場所を設立していない非居住者企業、又は機構・場所を設立しているが取得した所得がその機構・場所と実質的に関連しない非居住者企業は、その中国国内に源泉のある所得について企業所得税を納付しなければならない。

(3) 税率

① 基本税率（法4条、27条、条例91条）

企業所得税法の税率は25%とする。

非居住者企業が中国国内に源泉のある所得を取得した場合は20%の税率を適用する。（ただし、優遇規定により10%の税率に軽減される。）

② 軽減税率（法28条）

条件に合致する小規模低利益企業は20%の軽減税率により企業所得税を徴収する。

国家が重点的に支援する必要があるハイテク企業は15%の軽減税率により企業所得税を徴収する。

(4) 課税所得

① 課税所得（法5条）

企業は各納税年度の収入総額から、非課税収入、免税収入、各控除項目及び繰越欠損金を控除した後の残額を課税所得額とする。

② 福利厚生費（条例40条）

企業において発生した従業員福利費支出のうち、賃金給与総額の14%を超えない部分は控除することができる。

③ 労働組合経費（条例41条）

企業が支払う従業員労働組合経費のうち、賃金給与総額の2%を超えない部分は控除することができる。

④ 従業員教育経費（条例42条）

企業において発生した従業員教育経費支出は、賃金給与総額の2.5%を超えない部分を控除することができ、越える部分は以後の年度に繰越して控除することができる。

⑤ 交際費（条例43条）

企業において発生した生産経営活動と関連する交際費は、発生額の60%を控除することができるが、当年度の売上高の0.5%を超えてはならない。

⑥ 広告宣伝費（条例44条）

企業の各納税年度において発生した条件に合致する広告費及び業務宣伝費は、当年度の売上高の15%を超えない部分を控除することができ、越える部分は以後の年度に繰越して控除することができる。

⑦ 企業間の管理費等（条例49条）

企業間で支払った管理費、企業内部の営業機構間で支払った賃貸料・特許権使用料及び非銀行企業内の営業機構間で支払った利息は、控除してはならない。

⑧ 公益性寄付金（条例53条）

企業において発生した公益性寄付金支出は、年度利益総額の12%を超えない部分を控除することができる。

⑨ 減価償却費（条例59、60条）

定額法により計算した固定資産の減価償却費は控除することができる。

固定資産の減価償却計算の最短耐用年数は以下のとおりとする。

- (1) 建物、構築物は20年とする。
- (2) 飛行機、列車、船舶、機器、機械及びその他の生産設備は10年とする。
- (3) 生産経営に関連する器具、工具、家具等は5年とする。
- (4) 飛行機、列車、船舶以外の運搬工具は4年とする。
- (5) 電子設備は3年とする。

⑩無形固定資産（条例67条）

定額法により計算した無形資産の償却費は控除することができる。無形資産の償却年数は10年を下回ってはならない。

⑪繰越欠損金（法18条）

企業で納税年度に発生した欠損は、以後の年度へ繰越し、以後の年度の所得をもって補填することができる。但し、繰越期間は最長5年を超えてはならない。

(5) 納税額

①納付税額（法22条、条例76条）

納税額 = 課税所得額 × 適用税率 - 減免税額 - 控除税額

②外国税額控除（法23条）

企業の取得した以下の所得について既に国外で納付した所得税額は、当期の納付税額から控除することができるが、控除限度額は当該所得について本法の規定に基づいて計算した納付税額とする。控除限度額を超過した部分は、以後の5ヶ年度内に、各年度の控除限度額から控除税額を控除した後の残額から追加控除できる。

(1) 居住者企業が取得した中国国外源泉の課税所得

(2) 中国国内に機構・場소를設立している非居住者企業が取得した、中国国外で発生したが当該機構・場所に実質的に関連する課税所得

(6) 申告・納税（法53条、54条）

①納税年度

企業所得税は納税年度ごとに計算する。納税年度は西暦の1月1日から12月31日までとする。

企業が1納税年度の途中で開業し、又は経営活動を終了させ、当該納税年度の実際の経営期間が12ヶ月に満たない場合は、実際の経営期間を1納税年度としなければならない。

②仮納付

企業所得税は毎月又は4半期毎に仮納付する。

企業は月又は4半期の終了日から15日以内に、税務機関に仮納付企業所得税納税申告書を提出し、税金を仮納付しなければならない。

③確定申告

企業は年度終了日から5ヶ月以内に、税務機関に年度企業所得税納税申告書を提出し、確定申告を行い、納付すべき税額、還付すべき税額を精算しなければならない。

企業は企業所得税納税申告書を提出する際に、財務会計報告及びその他の関連資料を合わせて提出しなければならない。

[3] 個人所得税

個人所得税の納税義務者は居住者而非居住者に分類され、居住者は全世界所得に対して、非居住者は国内源泉所得に対して課税される。

(個人所得税の課税対象)

・給与所得	・・・ 5%～45%の超過累進税率	・特許権使用料所得	・・・ 20%の比例税率
・生産経営所得	・・・ 5%～35%の超過累進税率	・利子、配当、割増配当所得	・・・ 20%の比例税率
・請負経営、		・財産賃貸所得	・・・ 20%の比例税率
リース経営所得	・・・ 5%～35%の超過累進税率	・財産譲渡所得	・・・ 20%の比例税率
・労務報酬所得	・・・ 20%の比例税率	・一時所得	・・・ 20%の比例税率
・原稿料所得	・・・ 20%の比例税率で計算した税額 - 30%	・その他の所得	・・・ 20%の比例税率

(個人所得税税率表（給与所得）)

(級数)	(課税所得額/月)	[税率]
1	500元以下	5%
2	500元超 2,000元以下	10%
3	2,000元超 5,000元以下	15%
4	5,000元超 20,000元以下	20%
5	20,000元超 40,000元以下	25%
6	40,000元超 60,000元以下	30%
7	60,000元超 80,000元以下	35%
8	80,000元超 100,000元以下	40%
9	100,000元超	45%

(個人所得税税率表（生産経営所得等）)

(級数)	(課税所得額/年)	[税率]
1	5,000元以下	5%
2	5,000元超 10,000元以下	10%
3	10,000元超 30,000元以下	20%
4	30,000元超 50,000元以下	30%
5	50,000元超	35%

注：年課税所得は、収入総額から原価、経費及び損失を引いた残額

注：課税所得額は毎月の収入額から2,000元の基礎控除を引いた後の残額となる。特定の人員については、基礎控除のほかに付加控除額がある。

また、外国人就労者の場合、4,800元が基礎控除される。

[4] 増値税、営業税、消費税

(1) 増値税

中国国内で物品の販売及び加工、修理修繕等の役務提供、物品の輸入を行う場合、増値税が課税される。

①増値税税率

・物品販売、輸入及び加工・修理等の役務提供	・・・ 17%	・図書、新聞、雑誌	・・・ 13%
・食糧作物、食用植物油	・・・ 13%	・飼料、肥料、農業用機械、農薬、農用ビニール	・・・ 13%
・水道水、スチーム、冷気、熱水、ガス等	・・・ 13%	・輸出版税	・・・ 0%

②増値税額の計算

増値税の税額 = (売上高 × 税率) - (仕入高 × 控除率)

(2) 営業税

営業税の課税対象となる事業又は取引を行っている個人又は法人に対し、営業税が課税される。

(営業税の税目と税率)

(課税対象)	(税率)
交通運輸業	3%
建築業	3%
金融保険業	5%
郵便通信業	3%
文化スポーツ業	3%

(課税対象)	(税率)
娯楽業	5~20%
サービス業	5%
無形資産譲渡	5%
不動産販売	5%

(3) 消費税

消費税の課税対象となる消費物品の生産、委託加工又は輸入等の業務を行う個人又は法人に対し、消費税が課税される。

(消費税の税目と税率)

(課税対象)	(税率)
煙草	
1. 紙巻煙草	
(1) 甲類紙巻煙草	45% + 0.003元/本
(2) 乙類紙巻煙草	30% + 0.003元/本
2. 葉巻	25%
3. 刻み煙草	30%
酒、アルコール類	
1. 穀類蒸留酒	20% + 0.5元/500g(又は500ml)
2. 米酒(トン当り)	240元
3. ビール(トン当り)	
(1) 甲類ビール	250元
(2) 乙類ビール	220元
4. その他の酒類	10%
5. アルコール	5%
化粧品	30%
貴金属アクセサリー類、真珠、宝石、玉	
1. 金銀アクセサリー、プラチナアクセサリー、ダイヤモンド及びダイヤモンド宝飾品	5%
2. その他高級アクセサリー及び宝石類	10%
爆竹、花火	15%
製品油	
1. ガソリン(リットル当り)	
(1) 有鉛ガソリン	1.4元
(2) 無鉛ガソリン	1.0元

(課税対象)	(税率)
2. デーゼル油(リットル当り)	0.8元
3. ナフサ(リットル当り)	1.0元
4. ソルベント油(リットル当り)	1.0元
5. 潤滑油(リットル当り)	1.0元
6. 燃料油(リットル当り)	0.8元
7. 航空機燃油(リットル当り)	0.8元
自動車タイヤ	3%
オートバイ	
1. 排気量250cc以下	3%
2. 排気量250cc超	10%
自動車	
1. 乗用車	
(1) 排気量1.0L以下	1%
(2) 排気量1.0L超1.5L以下	3%
(3) 排気量1.5L超2.0L以下	5%
(4) 排気量2.0L超2.5L以下	9%
(5) 排気量2.5L超3.0L以下	12%
(6) 排気量3.0L超4.0L以下	25%
(7) 排気量4.0L超	40%
2. 中・軽商用車	5%
ゴルフボール及びゴルフ用品	10%
高級腕時計	20%
ヨット	10%
木製割り箸	5%
木製床板	5%

参考資料：日本貿易振興機構(ジェトロ)HP http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_04/

中華人民共和国企業所得税法(日本貿易振興機構(ジェトロ)広州事務所 翻訳)

中華人民共和国企業所得税法实施条例(あずさ監査法人 中国事業本部 翻訳)



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロポリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシーナール
保養施設



署の思い出と私の趣味

北野 秀一

退職後、泉大津での生活は四年目を迎えます。私自身大阪に住むのは初めてですが、妻は大阪出身、娘は大阪市中央区の会社に勤務、縁者は高石・泉大津・和泉市と関係が深く、そういう御縁もあり泉大津に居を移し開業いたしました。

署時代の思い出を振り返りますと、昭和41年に金沢市の学校を卒業後、名古屋の税務大学校に入校することになりました。それから30数年、転勤に伴う勤務地は15～16ヶ所に及び、仕事では冷や汗をかいったり、失敗も重ねながら、又人々との交流では教えられる事や反省させられる事等色々な経験が今の私に重なっています。中でも平成5年頃の上野署（伊賀上野）では初めての単身赴任も経験し、初めは職務や生活の不安をかかえながらの毎日でしたが、他県出身の人々との宿舎・寮暮らしは日を迫うごとに交流が深まり、職場の延長さながらに夜遅くまで飲み語り合うという事ですっかり意気投合し、多いに職務にはげみがつきました。今は懐かしい思い出です。

又、名古屋国税局管内でありながら取引先や勤務先はほとんどが大阪であり、仕事で大阪方面へ出かけた事も多々ありました。それも今から考えると大阪にくる縁につながっていたのかも知れません。

話は変わりますが、こちらに転居して一番感じた事は京都・奈良等に近く神社仏閣等の歴史的建造物の多さ、そして興味をそえられる上方文化の面白さ等も数多くあり、仕事の合間に暇をみつけて関西一円に出かけ楽しんでいます。これからは余り知られていない穴場を探し訪ねてみるのも楽しい課題です。

上方文化は落語・漫才・浪曲・歌舞伎・芝居等興味深く楽しみにしています。又、最近ではメタボ解消の為早朝ウォーキングも始め、健康管理に努めています。がんばりすぎず無理のないのを目指しています。長く続けるよう自分に言いかけせながら。

とりとめのない話を続けてまいりましたが、この紙面をおかりして泉大津支部の先生方に御礼を申し上げたいと思います。開業当初不慣れなこの地で私ごときに親身に御指導下さり、又御交流頂き心から感謝いたしております。ありがとうございます。

今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



石垣島旅行

松本 直哉

仕事も一段落し7月11日から15日まで石垣島に行ってきました。綺麗な海がある南の島に行くのがここ数年の楽しみになっています。飛行機で石垣島に近づく写真で見た噂に違わぬ色鮮やかなブルーの海が見えてきました。この旅の目的は海でのんびりして、沖縄料理をあてにしつつ、オリオンビールと石垣産の泡盛を浴び飲むことです。やはりご当地で飲む泡盛は格別なものがありました。また沖縄と言えば、マングローブ林が有名です。そこで、マングローブ林を散策するカヌーツアーに参加しました。ガイドさん曰く、マングローブ林を構成するのはヒルギという植物らしく、そのヒルギが種から芽吹くにはシャコが存在が欠かせないようです。シャコは湿地に穴をほり巣を作り小さな山を形成します。ヒルギの種は湿地のその山に落ちて芽吹くことができるのですが、潮の満ち引きで種が流されるため、そのシャコが作る山がなければヒルギの森は繁栄しないそうです。シャコもヒルギの森で生息するプランクトンを食して成長し、互いに共生しているというのです。ファインディングニモという映画で有名になったカクレマンノミとイソギンチャクも同じような共生関係にあるようです。他の生物も自然界の中で何かしら共生して地球上で必要とされて生きています。

人間は他の動植物と共生し、必要とされているのか考えさせられる今回の旅行になりました。昨今環境問題がとり沙汰され、エコという言葉聞かない日はありません。地球環境に影響を与えずに生きていくことができない我々は、CO2の排出を抑えることだけに執着するのではなく総合的に人間が環境に与える影響を最小限に抑えなくてはならないのではないかと改めて感じました。

新会員自己紹介



櫻井 善章 昭和41年1月16日生 （登録番号：112952）

（趣味・特技）

ゴルフ、テニス、スキー、麻雀

（支部へのメッセージ）

3月に登録したばかりで、至らないところも多いかと思いますが
ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。

<会員の異動>

平成21年6月30日現在 会員数105名
(内税理士法人2)

入 会

平成21年1月6日 米川 盛夫 先生 (堺支部より)
事務所: 〒594-0041 和泉市いぶき野2-21-6
TEL0725-55-5316 FAX0725-55-5316

平成21年3月25日 櫻井 善章 先生 (開業)
事務所 〒595-0812 泉北郡忠岡町忠岡中1-3-16
萬野俊史事務所
TEL0725-31-3050 FAX0725-31-3060

転 出

平成20年12月26日 石田 稔 先生 (阿倍野支部へ)

業務廃止

平成21年1月20日 中堅 育司 先生

平成21年4月21日 神原 好美 先生

原稿・写真募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。
ホームページアドレス

<http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・
日ごろの疑問等・テーマはご自由です。是非支部会員
のご寄稿お願い致します。

写真も、テーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送り
下さい。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、
掲載できない場合もありますのでその際はご了承下さい。

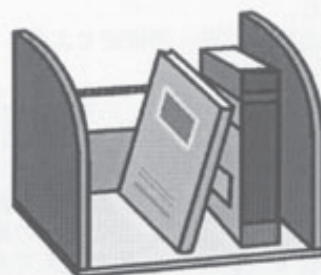


お問い合わせは、
広報委員会 石谷秀志まで
TEL 0725-55-3461
FAX 0725-55-3464

支部行事 告知板

研修委員会より

支部研修会をより充実したものにするためにもご希望のテーマを募集いたしております。研修時のアンケートにご提案の記載をどうぞよろしくお願い申し上げます。



編集後記

本年は、役員改選が行われ、泉大津支部もチェンジの年でした。広報委員も新たなメンバーになり、最初の支部だよりを発行することができました。

寄稿文、紙上研修、新入会員自己紹介等支部会員先生方のご協力により発刊できたことにお礼申し上げます。

これからも支部だより発刊にあたり、支部だよりが会員先生方にとって有用なものになるよう努力していきたいと思っております。

また、会員先生方のご協力も願致します。

(K. T)



⑩無形固定資産（条例67条）

定額法により計算した無形資産の償却費は控除することができる。無形資産の償却年数は10年を下回ってはならない。

⑪繰越欠損金（法18条）

企業で納税年度に発生した欠損は、以後の年度へ繰越し、以後の年度の所得をもって補填することができる。但し、繰越期間は最長5年を超えてはならない。

(5)納税額

①納付税額（法22条、条例76条）

納税額 = 課税所得額 × 適用税率 - 減免税額 - 控除税額

②外国税額控除（法23条）

企業の取得した以下の所得について既に国外で納付した所得税額は、当期の納付税額から控除することができるが、控除限度額は当該所得について本法の規定に基づいて計算した納付税額とする。控除限度額を超過した部分は、以後の5ヶ年度内に、各年度の控除限度額から控除税額を控除した後の残額から追加控除できる。

(1)居住者企業が取得した中国国外源泉の課税所得

(2)中国国内に機構・場所を設立している非居住者企業が取得した、中国国外で発生したが当該機構・場所に実質的に関連する課税所得

(6)申告・納税（法53条、54条）

①納税年度

企業所得税は納税年度ごとに計算する。納税年度は西暦の1月1日から12月31日までとする。

企業が1納税年度の途中で開業し、又は経営活動を終了させ、当該納税年度の実際の経営期間が12ヶ月に満たない場合は、実際の経営期間を1納税年度としなければならない。

②仮納付

企業所得税は月毎又は4半期毎に仮納付する。

企業は月又は4半期の終了日から15日以内に、税務機関に仮納付企業所得税納税申告書を提出し、税金を仮納付しなければならない。

③確定申告

企業は年度終了日から5ヶ月以内に、税務機関に年度企業所得税納税申告書を提出し、確定申告を行い、納付すべき税額、還付すべき税額を精算しなければならない。

企業は企業所得税納税申告書を提出する際に、財務会計報告及びその他の関連資料を合わせて提出しなければならない。

[3]個人所得税

個人所得税の納税義務者は居住者及び非居住者に分類され、居住者は全世界所得に対して、非居住者は国内源泉所得に対して課税される。

(個人所得税の課税対象)

・給与所得	・・・ 5%～45%の超過累進税率	・特許権使用料所得	・・・ 20%の比例税率
・生産経営所得	・・・ 5%～35%の超過累進税率	・利子、配当、割増配当所得	・・・ 20%の比例税率
・請負経営、		・財産賃貸所得	・・・ 20%の比例税率
リース経営所得	・・・ 5%～35%の超過累進税率	・財産譲渡所得	・・・ 20%の比例税率
・労務報酬所得	・・・ 20%の比例税率	・一時所得	・・・ 20%の比例税率
・原稿料所得	・・・ 20%の比例税率で計算した税額 - 30%	・その他の所得	・・・ 20%の比例税率

(個人所得税税率表（給与所得））

(級数)	(課税所得額/月)	[税率]
1	500元以下	5%
2	500元超 2,000元以下	10%
3	2,000元超 5,000元以下	15%
4	5,000元超 20,000元以下	20%
5	20,000元超 40,000元以下	25%
6	40,000元超 60,000元以下	30%
7	60,000元超 80,000元以下	35%
8	80,000元超 100,000元以下	40%
9	100,000元超	45%

(個人所得税税率表（生産経営所得等））

(級数)	(課税所得額/年)	[税率]
1	5,000元以下	5%
2	5,000元超 10,000元以下	10%
3	10,000元超 30,000元以下	20%
4	30,000元超 50,000元以下	30%
5	50,000元超	35%

注：年課税所得は、収入総額から原価、経費及び損失を引いた残額

注：課税所得額は毎月の収入額から2,000元の基礎控除を引いた後の残額となる。特定の人員については、基礎控除のほかに付加控除額がある。

また、外国人就労者の場合、4,800元が基礎控除される。

[4]増値税、営業税、消費税

(1)増値税

中国国内で物品の販売及び加工、修理修繕等の役務提供、物品の輸入を行う場合、増値税が課税される。

①増値税税率

・物品販売、輸入及び加工・修理等の役務提供	・・・ 17%	・図書、新聞、雑誌	・・・ 13%
・食糧作物、食用植物油	・・・ 13%	・飼料、肥料、農業用機械、農薬、農用ビニール	・・・ 13%
・水道水、スチーム、冷気、熱水、ガス等	・・・ 13%	・輸出版税	・・・ 0%

②増値税額の計算

増値税の税額 = (売上高 × 税率) - (仕入高 × 控除率)